

# 西宮市予防接種協議会要綱

## (目的)

第1条 西宮市民に対する予防接種を、安全かつ円滑に実施するため、西宮市予防接種協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (組織及び構成)

第2条 協議会は次により組織し、委員の構成は次のとおりとする。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 西宮市医師会 | 若干名 |
| (2) 兵庫医科大学 | 1 名 |
| (3) 健康福祉局  | 1 名 |
| (4) 教育委員会  | 6 名 |

## (専門部会の設置)

第3条 協議会に次の専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 公衆衛生部会
- (2) 学校保健部会

## (公衆衛生部会)

第4条 公衆衛生部会は、小中学校児童生徒を除く一般市民の予防接種について、協議するため設置する。

2 部会は次により組織し、委員の構成は次のとおりとする。

- |            |     |
|------------|-----|
| (1) 西宮市医師会 | 若干名 |
| (2) 兵庫医科大学 | 1 名 |
| (3) 健康福祉局  | 1 名 |

## (学校保健部会)

第5条 学校保健部会は、小中学校児童生徒に対する予防接種について、協議するため設置する。

2 部会は次により組織し、委員の構成は次のとおりとする。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 西宮市医師会       | 若干名 |
| (2) 学校長          | 2 名 |
| (3) 保健主事         | 1 名 |
| (4) 養護教諭         | 2 名 |
| (5) 教育委員会学校保健安全課 | 1 名 |
| (6) 健康福祉局        | 1 名 |

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を防げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 協議会に会長を置き、会長は委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会及び部会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第8条 協議会及び部会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、西宮市保健所保健予防課において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に規定されていない事項については、協議会において定める。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月20日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。ただし、平成4年8月1日現在の委員任期の起算日は、平成4年4月1日とする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。